

随意契約（相手方指定）調書

件名	修繕契約(ゆいの森あらかわカフェ吹き抜けガラス交換)	No.5200573
工(納)期	令和6年10月31日	
契約締結日	令和6年8月8日	
契約金額	2,101,000円(消費税込み)	

契約相手方	株式会社東工務店 (法人番号：9011501005321)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考		

業者選定理由書

件名	修繕契約(ゆいの森あらかわカフェ吹き抜けガラス交換)
指名業者 (案)	名称 株式会社東工務店 所在地 東京都荒川区東尾久三丁目9番15号 代表者 代表取締役 小根澤 美和
特命理由	<p>本件は、ゆいの森あらかわカフェ吹き抜けのひび割れたガラスを交換する修繕契約である。</p> <p>主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を契約の相手方としたい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、</p> <p>① 上記業者は、当該施設の施工を担当しており、区内事業者でもあるため、迅速かつ的確な履行が期待できる。</p> <p>② 本建具は特注品であり、特徴的な作りであるため、他社による修繕を行った場合、責任の所在が不明確になる恐れがあるが、上記業者であれば、一貫した対応が可能であり、安全性を確保できる。</p> <p>以上のことから、上記業者を相手方に指定した随意契約を締結する。</p>
その他 特記事項	○根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)